

江南市準用河川占用料条例

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)	
			改定後	改定前
電柱、電線その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	990	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370	360
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	510	
	外径が1メートル以上	長さ1メートル1年に	1,100	1,000

	のもの	つき		
看板		表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき A に A に 0.0441 を 0.0464 を 乗じて得た額 乗じて得た額		

#### 備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 占用物件の長さ若しくは占用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは1メートル又は1平方メートルとして計算するものとする。
- (5) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- (6) Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市町村に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された課税標準額を表すものとする。